

「シンポジウム」

門別分類から見た台湾総督府文書研究

東 山 京 子

はじめに

- 一、日本の台湾総督府文書研究における王世慶の役割
 - 二、台湾総督府文書における門別研究
 - 三、台湾総督府文書研究の可能性
- おわりに

はじめに

日本統治下の台湾の研究には、台湾総督府文書は基本資料として世界中の研究者によって利用されている。この台湾総督府文書を内外に紹介したのがここで取りあげる王世慶氏である。当初、台湾総督府文書を利用するには敷居が高く、日本の行政文書でありながら、戦後、中華民国政府に接收されたため原本を見ることがすら容易ではなかつ

た。そのため、台湾総督府文書が一般に公開されていなかった時代において王が執筆した「介紹日攄時期台湾総督府檔案」¹は、台湾総督府文書研究にとって大きな役割を果たした。その台湾総督府文書を紹介した研究は、王が台湾省文献委員会（以下、「省文献委員会」と表記する。現在の国史館台湾文献館である）の整理組長として台湾総督府文書の整理を担当し纏めたものである。この著作のなかで、台湾総督府文書は、その種類、冊数、および台湾総督府における文書の分類法などが明らかにされた。例えば、台湾総督府文書を構成する文書群については、基幹文書である台湾総督府公文類纂のほか、土木局、糖務局、高等林野調査会、臨時台湾土地調査局、進退原議、地方における行政文書として明治三〇年代の旧県の文書などの存在が明らかになったこと、永久保存文書以外の一五年保存文書、五年保存文書、一年保存文書が残存していることなどである。次いで、台湾総督府における文書の分類法については、門類別に分類されていること、その門類名は一二期も改正されていたことなどであった。

しかし、王の研究は台湾総督府文書の紹介に留まっていたため、台湾総督府文書の全体像までは知ることは出来なかった。それは、国民党政府による戒厳令下において、台湾史の研究が認められなかったことと、台湾総督府文書そのものが国家機密文書扱いになっていたことから非公開であったことにある。もっともその後、一般に公開されるようになったが、そもそもこの台湾総督府文書が日本の近代古文書といわれる崩し字で書かれているため、解読するためには古文書の専門家の知識が必要であったことなどがあり、研究が推進されなかった要因として考えられよう。

ここでは、まず、日本の台湾総督府文書研究における王研究の役割と筆者が所属する社会科学本研究所（以下、「社会科学研究所」と表記する）において『台湾総督府文書目録』を発刊するまでの研究動向について、次いで、台湾総督府文書における門類別から見た台湾総督府の文書分類について見ていく。最後に、まとめとして今後の台

台湾総督府文書研究の可能性を述べることにする。

一、日本の台湾総督府文書研究における王世慶の役割

台湾総督府文書については、日本で初めてその概要を記述したものは、昭和五四(一九七九)年に雄山閣から出版された『日本古文書学講座』第九巻近代編のなかで、河村一夫氏による「台湾総督府文書」という三頁ほどに書かれたものが最初である。しかし、これは概要といっても、省文献委員会の王が著した「介紹日抛時期台湾總督府檔案」の文書研究の内容をそのまま紹介しただけのものであった。河村は、この中で、次のように記述していることから当時の研究環境条件を知ることができる。

台湾総督府文書については、台湾省文献委員会(台中市南京路一〇六巷干城辦公区)編纂組編「台湾文献」第一七巻第四期(中華民國五五年 一九六六年 一二月、同委員会発行)に、「介紹日抛時期台湾總督府檔案」と題した詳細な記事があるので、その要旨を左に記すこととしたい。

次いで、王の詳細な記事を基にして、台湾総督府文書がどのような文書群であり、現在、省文献委員会がどの程度の規模の文書群を所蔵しているのかを述べている。その概要を纏めると、

一、台湾総督府文書とは、「台湾総督府公文類纂」と称し、明治二八(一八九四)年四月下関条約において台湾と澎湖島が日本に割譲されてから昭和二〇(一九四五)年一〇月の台湾省成立までの日本統治約五〇年六ヶ

月の計一三八五冊の総督府の公文書である。

二、当時の台湾の政治・経済・財政・外交・司法・軍事・衛生・教育・宗教・抗日運動などの近代台湾史の根本史料である。

三、当該史料は、最初二九門に分類され、数度の変更を経て最後には一三門となる。

四、明治二八年から昭和九年までの文書は装釘製本（簿冊化）されているが、それ以降は装釘されていない。

五、総督府開府当初は、中央集権主義を採り、地方の文書まで保存管理したが、大正末期後は地方自治を實行したため、地方庁で保存管理されていた。

六、保存年限は、永久保存、一五年保存、一〇年保存、五年保存、三年保存、一年保存の六類に分けられており、永久保存文書の冊数は、明治二八年が五四簿冊、明治四五年が一七七簿冊、大正八年が九六簿冊、大正一五年が四六簿冊、昭和二〇年が一四簿冊である。

七、特殊な文書として、土木局、糖務局、高等林野調査会、臨時台湾土地調査局、進退原議などの五種の文書が計六九九簿冊あり、地方の文書は、台北・台中・台南・新竹・嘉義・鳳山・台東の各県のものがあるが、明治三〇年代までのものに限られている。

と、以上の七点に集約されている。

さらに、河村は、省文献委員会へ書状にて問い合わせを行い、これらの文書は時局に関係しないものはないと意見を許されていること、総督府施政早期のものが同委員会から単行本（漢訳）で刊行されること、などの情報を得ていた。このほかに、昭和期の台湾総督府に関する文書が外務省外交史料館において保存されているとして、

「台湾議會設置請願ニ対スル政府意見決定ニ関スル件」(外交史料館所蔵)の決裁文書の画像を用いて説明している。この古文書学講座において、「台湾総督府文書」を執筆するにあたり、河村が参考文献として利用したのは、『日本植民地史』三台湾・南洋群島⁴、『現代史資料』台湾⁵、『日本統治下の台湾』抵抗と弾圧⁶、『台湾治績志』⁷、台湾総督府警察沿革誌⁸、『外地法制誌』第三部⁹である。しかし、参考としたこれらの六冊は、二次資料または論文で、一次資料を使つたものではない。既述したように、河村は、省文献委員会へ書面にて問い合わせを行つており、閲覧が許されていることを確認したにもかかわらず、台湾総督府文書を閲覧するために省文献委員会へ足を運ぶことはなかった。さらに言えば、王の記事を詳細に見たわけでもなく、その記事の一頁から二頁と二五頁から二六頁の概要および分類表のみを利用して執筆したと思われることから、台湾総督府文書の紹介に留まり、文書研究には至らなかった。

その後、日本において、台湾総督府文書を研究対象として本格的に研究されるようになるのは、社会科学研究所が、省文献委員会が所蔵する「台湾総督府文書」のなかで、最も重要な文書である「台湾総督府永久保存公文類纂」の調査研究を行うようになってからである。つまり、本格的研究は一九八〇年代まで待たなければならなかった。

この本格的な研究が始まったのは、昭和五六(一九八一)年からであり、社会科学研究所の檜山幸夫氏を中心とする調査団が、日本の台湾統治と台湾総督府文書に関する研究プロジェクトを立ち上げ、翌五七(一九八二)年からその一環として原文書である台湾総督府文書を収集するために、台中市黎明新村の台湾省政府合同庁舎に移転した省文献委員会での調査を開始したことによって、初めて、台湾総督府文書に学術的研究の光があてられたのである。次いで、同研究所と当時の省文献委員会との「学术交流協定」に基づき台湾総督府文書の目録編纂事業を進められてきたことが、台湾総督府文書研究の嚆矢となった。一〇年余におよぶ台湾での調査と研究を積み重ねてきた

結果、平成五（一九九三）年に『台湾総督府文書目録』^⑬第一巻が刊行され、ここにはじめて一般に台湾総督府文書という文書史料群の全貌が明らかにされた。この目録刊行により台湾総督府文書の研究は飛躍的に発展していくことになる。特に、この『台湾総督府文書目録』第一巻に掲載された檜山の「台湾総督府文書と目録編纂について」^⑭により、台湾総督府文書の概要と現況が明らかになったことはいうまでもない。

一、台湾総督府文書における門類別研究

王による台湾総督府文書研究とは、第一が台湾総督府文書の現存状態について、第二が台湾総督府が文書を分類整理し保存管理するために定めた門類別分類の研究である。この門類別分類の規程については、明治二八年の台湾総督府民政局記録規則^⑮（以下、「記録規則」と表記する）および台湾総督府民政局記録分類規則^⑯（以下、「記録分類規則」と表記する）により定められており、これらの記録規則および記録分類規則において、台湾総督府の文書を分類し整理することと、保存し管理することが規定されていた。この記録規則第二条において、「記録掛八文書ヲ適當ニ検別編次シテ之ヲ保管シ兼テ参考上必要ナル法令ヲ編纂シテ事務ニ便スルノ責務ヲ有ス」とあるように、「検別編次」するための分類別が定められ、さらに、第四条の「保存文書ニ八更ニ其文書ノ番号及件名ヲ類別目録ニ登録スヘシ」とあることから、分類別を施した類別目録をも作成していたことがわかる。この分類別は、記録分類規則第一条に「民政局記録文書八大別シテ二十九門トシ門ヲ分チテ部トシ部ヲ分チテ類トシ文書八凡テ各類ニ依リ編次ス其類別八別表定ムル所ニ依ル」と大別して二九門に分類されていること、さらに類別に分けられていることから、別表として、門類別が記された分類表が付されていた。この分類表とは、所謂「文書編纂類別表」（以下、「類別表」と表記する）であり、台湾総督府の文書課により文書が編纂される際の分類作業のために使用されていた。

たという文書課の職員にとって必要不可欠なものであった。

ここで疑問となるのが、王は「紹介日抛時機台湾総督府檔案」を執筆する際に果たしてこの類別表を用いて纏められたものであるのかという点である。実は、文書を詳細に分析していくと、この規程を基に分類したとするならば、容易にこのような記述にはならないからである。そこで考えられるのが、王は規程に添付されていた類別表を利用したのではなく、台湾総督府文書の説明書および省文献委員会において保存されていた分類板に貼られていた類別表により纏められたのではないかと思われる。なぜならば、明治二八年の「記録分類規則」に付された類別表には、赤色で修正された箇所が七箇所あることから、完成版とはいえないことと、類別表に記された門類の追加または削除の際には、門類の一部改正として稟議案件となっているが、稟申の際には類別表は付されていないことが多く、付されていた文書は下記の六点だけであったからである。

- 一、「台湾総督府民政局記録規則制定ノ件」明治二八年¹⁵
- 二、「台湾総督府民政局記録規則制定ノ件」明治二九年¹⁶
- 三、「記録分類規則・記録規則ヲ廃シ文書保存規則ヲ定ムルノ件」明治三八年¹⁷
- 四、「保存文書分類表中改正ノ件」大正八年¹⁸
- 五、「保存文書分類表中改正ノ件」大正九年¹⁹
- 六、「保存文書分類表中改正ノ件」大正十二年²⁰

これらのことから考えられることは、王が作成した類別表は、台湾総督府文書に綴られた文書の内容から分析し

たものではなく、省文献委員会に所蔵されていた類別表が貼られた分類板を利用したものではないかと推察される。ここで所蔵されていたとしたのは、この分類板は現在の台湾文献館には残されていないからである。しかし、もう一つの課題が残る。この分類板について張谷源氏が「台湾総督府公文類纂分類板簡介」⁽²⁾において次のように述べている点である。張の調査によると、「第二三期の年代不明のこの分類板は、時期の記載部分の破損が激しく判読できないが、その分類内容と昭和一七年～同一八年の分類板の内容と異なった部分がある。その上、板の後ろには

訓令第一七〇号 昭和一七

年二月二七日 外事部事務

分掌規程改正」(写真1・2)

と書かれているので、昭和一七年～同一八年及び同一九年の分類板と推定できる」という。写真を見るかぎりにおいて、最後の第一三期の分類板については、破損が非常に激しく、年代が確定できないことから、一三に分けられるものかどうかは定かではなく、また、台湾総督府文書の中に、



写真1 年代不明表



写真2 年代不明裏

五		四		三		二		一		門
褒賞		官職		国際		礼典		皇室		門名
三	二	一	六	五	四	三	二	一	一	類
救恤、 雑載	褒賞申請	総規	履歴職員、 雑載	願届伺	地方吏員 進退	本局吏員 進退	文官試験	総規	総規、 雑載	総規、 雑載
			即答(主)	(「願」即申請書、 「届」即申報、「伺」 即答(主))		(進退即任免)				註(王世慶)
										改正内容

第一表 台湾総督府公文類纂門類別分類表
 台湾総督府公文類纂門類別分類表(二) 自明治二八年九月一日至明治二九年九月²⁴⁾

分類表の改正についての文書も発見されていないこととその分類板は現存していないため、検証することもできない。²⁴⁾
 これらの分類板は、現存していないが、写真撮影されていたためその写真版と王が作成した分類表から分析してみたい。そこで、王が作成した分類表に、明治二八年から昭和一九年の最後の改正までの記録分類について部分的に改正されたものもすべて含めて作り直してみると、第一表の台湾総督府公文類纂門類別分類表となる。

		一七	一六	一五	一四	一三		
		農工商	土木及工事	貨幣及度量衡	船艦及航海	通信		
九	沿海貿易	一	一	一	一	一	二	（旅券 即護照）
八	商標専売	二	二	二	二	二	三	
七	銀行及会社	三	三	三	三	三	四	
六	製造品	四	四	四	四	四	五	
五	器械	五	五	五	五	五	六	
四	水産物	六	六	六	六	六	七	
三	鉱物及山林	七	七	七	七	七	八	
二	農産物	八	八	八	八	八	九	
一	総規	九	九	九	九	九	一〇	
三	隧道及水道、 雑載	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一一	
二	道路橋梁	一一	一一	一一	一一	一一	一二	
一	総規	一二	一二	一二	一二	一二	一三	
四	紙幣及造幣、 雑載	一三	一三	一三	一三	一三	一四	
三	金銀銅貨	一四	一四	一四	一四	一四	一五	
二	度量衡	一五	一五	一五	一五	一五	一六	
一	総規	一六	一六	一六	一六	一六	一七	
五	灯台灯船竿灯及浮標、 雑載	一七	一七	一七	一七	一七	一八	
四	難破船漂流附漂民	一八	一八	一八	一八	一八	一九	
三	航漕	一九	一九	一九	一九	一九	二〇	
二	外国航行	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二一	
一	総規	二一	二一	二一	二一	二一	二二	
四	鉄道、 雑載	二二	二二	二二	二二	二二	二三	
三	郵船	二三	二三	二三	二三	二三	二四	
二	郵便電信附電話	二四	二四	二四	二四	二四	二五	
一	総規	二五	二五	二五	二五	二五	二六	
三	内地旅行、 雑載	二六	二六	二六	二六	二六	二七	
二	海外旅行附旅券	二七	二七	二七	二七	二七	二八	

二		一		門
官規官職		皇室儀典		門名
四	三	二	一	類
進退	行政区域 公務規程	官制	雜 祝祭慶弔 勅語令旨	類名
				註(王世慶)
				改正内容

台灣總督府公文類纂門類別分類表(二) 自明治一九年九月至明治三〇年²⁵⁾

二九		二八		二七	
雜		簿書		會計	
四	三	二	一	三	二
各官庁報告及雜報、雜載	天災 願屆	總規	諸帳簿目錄 同課公文受付簿、雜載	簿記、雜載	總規 歲計預算 歲計決算 收入及支出 諸給与 物品會計
					於各該案)

					四						三															
					文書						恩賞															
八	七	六	五	四	三	二	一	五	四	三	二	一	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五
雜	建白及請願	官報及新聞雜誌	圖書	統計報告	印刷	印章	公文規程	雜	救恤	退官及死亡賜金	恩給遺族扶助	褒賞	雜	定員	官銜	願伺届	履歴	出張	会議	委任	懲戒	服務	徽章	服制	敘勲	敘位
																		(即出差)								

17 門類別分類から見た台湾総督府文書研究 (東山)

							二								一〇								九								八							
							警察監獄								軍事								社寺								戸籍人事							
七	六	五	四	三	二	一	六	五	四	三	二	一	五	四	三	二	一	四	三	二	一	三	二	一	九	八	七	六	五	四								
危険物	天災火災	赦免	違警罪	刊行物	監獄署	警察署	雜	徵発戰鬥及暴動	兵器	軍隊及憲兵	軍艦及軍港	徵兵	雜	墓碑	教会堂	信教	神社仏閣	雜	戸籍	戸数及人口	雜	貸借及売買	収用及登記	塩田及養魚池	墓地	社寺地												

										一九											一八											一七
										土木工事											交通											教育學術
七	六	五	四	三	二	一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	六	五	四	三	二	一	三	二								
雜	測量	河川港灣	水道下水	埋立	堤防	道路橋梁	雜	海事会社	觀象	航路標識	通運	車馬	船舶	鐵道	電信	郵便	雜	學芸	教員生徒	教科書	學校	學制	雜	刑事								
				(即填築)																												

三												二	一	門										
恩賞												官規官職	皇室儀典	門名										
二	一	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	三	二	一	類
恩給扶助	褒賞	雜	賜暇	代理	定員	官衙	願伺届	履歴	出張	会議	委任	懲戒	服務	服制徽章	檢定試験	位記勲章	進退	処務規程	行政区域	官制	雜	祝祭慶弔	勅語令旨	類名
																						註（王世慶）		
																						改正内容		

台湾總督府公文類纂門類別分類表（三） 自明治三二年至明治三七年²⁶

										四																
六										五																
衛生										外交																
										文書																
五	四	三	二	一	八	七	六	五	四	三	二	一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	五	四	三	
中毒	伝染病、風土病	医師薬剤師産婆	公医	病院	雑	移民	旅券	通商	外国人取扱	居留地	領事館	国際	雑	賬簿	廢棄目錄	建白請願	官報新聞雜誌	圖書	報告	統計	印刷	印章	公文規程	雑	救恤	退官及死亡賜金

一五 會計											一四 税関及輸出入															
二二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	七	六	五	四	三	二	一	三三	三二	三一	一〇	九	八	七	六
雑	監守証	金融	出納官吏	建築修繕	検査	物品會計	給与	支出	収入	決算	予算	雑	通関陸揚運輸差止	臨時開関	輸出入禁止	密輸出入	無税輸出入	無検査無税通関	雑	滞納	地方税	諸収入	公田	備荒貯蓄	官租	海関税

27 門類別分類から見た台湾総督府文書研究 (東山)

一九											一八											一七											一六					
土木工事											交通											教育學術											司法					
一	四	三	二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	六	五	四	三	二	一	五	四	三	二	一													
道路橋梁	雜	海事会社	観象	航路標識	通運	車馬	船舶海員	鐵道	工夫	電話	電信	集配運送	小包為替貯金	郵便	雜	學芸	教員生徒	教科書	學校	學制	雜	代弁	死刑	刑事	民事													
									(即路工)				(「小包」即包裹「為替」即匯兌)																									

門		類	類名	註(王世慶)	改正內容
秘書	門名				
一	文書	一	勅語及令旨		
二		官制官規			
三		進退			
四		辭令			
五		服務			
六		位勳、褒賞			
七		懲戒			
八		恩給及賜金			
九		儀式			
一〇		雜			
一	文書	一	統計報告		
二		文書及圖書			
三		雜			
一	警察	一	高等警察		
二		司法警察			

台灣總督府公文類纂門類別分類表(四) 自明治三八年至明治四一年²⁷

二	堤防						
三	埋立	(即填築)					
四	水道下水						
五	河川港湾						
六	測量						
七	埤圳						
八	雜						

六										五										四									
司法										地方										外事									
四	三	二	一	九	八	七	六	五	四	三	二	一	四	三	二	一	二	一	二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三	
非訟	商事	刑事	民事	雑	救恤	社寺	水利	地理及土地建物	戸籍	兵事	地方経済	地方行政	雑	対岸	通商及海外渡航	外交	雑	阿片	病院医学院	医師薬剤師及産婆	伝染病地方病	公衆衛生	退隠料扶助料	人事	蕃人蕃地	行政警察			
														(即我大陸閩粵二省)															
										五門六類「水利」を削除し、 以下は繰上げ ²⁸⁾ 。																			

九											八											七													
通信											財務											教育													
二	一	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	六	五	四	三	二	一	八	七	六	五									
為替貯金	郵便	雜	地図	出納官吏	検査	物品會計	官有財産	給与	支出	収入	決算	予算	輸出入	金融	地方税	国税	雜	退隱料扶助料	圖書	教員檢定	学校及教員生徒	学制	雜	退隱料扶助料	監獄	恩赦									
																八門一四類に「地図」を明治三九年三月二七日に追加 ^②																			

										一一																
										土木																
										殖産																
七	六	五	四	三	二	一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	一〇	九	八	七	六	五	四	三		
雑	宮繕	灯台標識工事	埤圳工事	上水、下水	河川港湾	道路橋梁	雑	度量衡	博覧会	畜産	拓殖	林業	鉱業	水産	商工業	農業	雑	會計調度	気象	灯台標識	航海補助	船舶海員	陸海事業	鉄道	電気事業	電信電話
										一一門四類「埤圳工事」を削除し、以下繰上げ。																

台湾總督府公文類纂門類別分類表（五） 自明治四二年一月九日至大正八年七月一九日³³

門	門名	類	類名	註（王世慶）	改正内容
一	秘書	一	勅語及令旨		
		二	官制官規		
		三	進退		
		四	辞令		
		五	服務		
		六	位勳褒賞		
		七	懲戒		
		八	恩給及賜金		
		九	儀式		
		一〇	雜		
二	文書及統計	一	統計報告		二門「文書」を「文書及圖書」へ名称改正。 ³⁴
		二	文書及圖書		
		三	雜		
三	警察	一	高等警察		三門、一類の次に二二類「兵器」を追加、「雜」を繰下げ。 ³⁵
		二	司法警察		
		三	行政警察		
		四	蕃人蕃地		
		五	人事		
		六	退隱料扶助料		

二二	戸口調査	一	戸口調査		二二門は、明治三八年六月二九日に追加。 ³⁶
二三	戒嚴	一	台湾全島戒嚴		一三門は、明治三八年六月二九日に追加。 ³⁷
		二	澎湖島戒嚴		

七	六						五						四													
教育	司法						地方						外事													
一	八	七	六	五	四	三	二	一	七	六	五	四	三	二	一	四	三	二	一	三	二	一	〇	九	八	七
学制	雜	退隱料扶助料	監獄	恩赦	非訟	商事	刑事	民事	雜	救恤	社寺	地理及土地建物	兵事	地方經濟	地方行政	雜	对岸	通商及海外渡航	外交	雜	兵器	阿片	病院医学校	医師薬剤師産婆	伝染病地方病	公衆衛生
									五門四類「戸籍」を削除、以下繰上げ。 ³⁶⁾																	

		九										八														
		通信										財務														
五	四	三	二	一	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	六	五	四	三	二
鉄道	電気事業	電信電話	為替貯金	郵便	雑	学租	土地	地図	出納官吏	検査	物品会計	官有財産	給与	支出	収入	決算	予算	輸出入	金融	地方税	国税	雑	退隠料扶助料	図書	教員検定	学校及教員生徒
		九門一類の次に「人事」を追加し、「雑」を繰下げ ³⁸⁾ 。										八門の一四類の次に一五類「土地」、一六類「学租」を追加、「雑」を繰下げ ³⁷⁾ 。														

一二		二											一〇												
戸口調査		土木											殖産												
一	六	五	四	三	二	一	二	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	二三	二二	二一	一〇	九	八	七	六
戸口調査	雑	営繕	灯台標識工事	上水下水	河川港湾	道路橋梁	雑	糖業	度量衡	博覧会	畜産	拓殖	林業	鉱業	水産	商工業	農業	雑	人事	会計調度	気象	灯台標識	航海補助	船舶海員	陸運事業
			新設。	二二門「戸口調査」と二三門「戒嚴」を削除し、二二門「戸口調査」一類「戸口調査」を															一〇門「糖業」を追加し、以下を繰下げ。						

台湾總督府公文類纂門別分類表（六）自大正八年七月二〇日至大正九年六月^②

門		門名		類		類名		註（王世慶）		改正内容	
一		秘書		一		勅語及令旨					
二		文書及統計		一〇		雜					
三		警察		一		高等警察				三門一〇類「病院、医学校」の医学校を削除。	
				三		雜					
				二		文書及圖書					
				一〇		統計報告					
				九		儀式					
				八		恩給及賜金					
				七		懲戒					
				六		位勳褒賞					
				五		服務					
				四		辭令					
				三		進退					
				二		官制官規					
				一		勅語及令旨					
				一〇		病院					
				九		医師薬剤師産婆					
				八		伝染病、地方病					
				七		公衆衛生					
				六		退隱料、扶助料					
				五		人事					
				四		蕃人蕃地					
				三		行政警察					
				二		司法警察					
				一		高等警察					

七			六						五					四												
教育			司法						地方					外事												
三	二	一	八	七	六	五	四	三	二	一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	一三	一二				
教員検定	学校教員生徒	学制	雑	退隱料、扶助料	監獄	恩赦	非訟	商事	刑事	民事	雑	埤圳行政	保管林	年期貸下及開墾	救恤	社寺	地理及土地建物	兵事	地方経済	地方行政	雑	对岸	通商及海外渡航	外交	雑	兵器
											五門六類「救恤」の次に七類「年期貸下及開墾」、八類「保管林」、九類「埤圳行政」を追加し、七類「雑」を繰下げ。															

											九												八			
											通信												財務			
七	六	五	四	三	二	一	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	六	五	四
灯台標識	航海補助	船舶海員	陸運事業	電信電話	為替貯金	郵便	雑	学租	土地	地図	出納官吏	検査	物品会計	官有財産	給与	支出	収入	決算	予算	輸出入	金融	地方税	国税	雑	退隠料、扶助料	図書
																								九門「四類「電気事業」、五類「鉄道」を削除、六類「陸運事業」以下すべての類を繰上げ。		

門		門名		類		類名		註(王世慶)		改正内容	
一	秘書	一〇	殖産	八	氣象	七	電氣並瓦斯之監督	一〇	門五類「林業」、六類「拓殖」、八類「博覧会」を削除し、七類「畜産」以下すべての類を繰上げ。 ⁴⁵⁾	一	門七類に「電氣並瓦斯ノ監督」を追加し、八類「雑」を繰下げ。 ⁴⁶⁾
二	土木	九	會計調度	七	雑	六	營繕	八	雜	二	道路橋梁
三		八	人事	六	電氣並瓦斯之監督	五	灯台標識工事	七	雜	三	河川港湾
四		七	雜	四	埤圳工事	三	上水下水	六	度量衡	四	水産
五		六	農業	三	畜産	二	河川港湾	五	畜産	五	水産
六		五	商工業	二	水産	一	道路橋梁	四	畜産	四	水産
七		四	水産	一	道路橋梁	七	電氣並瓦斯之監督	三	畜産	三	河川港湾
八		三	農業	六	電氣並瓦斯之監督	五	灯台標識工事	二	畜産	二	河川港湾
九		二	商工業	四	埤圳工事	三	上水下水	一	畜産	一	道路橋梁
一〇		一	農業	二	水産	一	道路橋梁	七	畜産	七	電氣並瓦斯之監督
一一		七	電氣並瓦斯之監督	六	營繕	五	灯台標識工事	六	度量衡	六	營繕
一二		五	畜産	三	畜産	二	水産	五	畜産	五	畜産
一三		四	畜産	二	水産	一	道路橋梁	四	畜産	四	水産
一四		三	水産	一	道路橋梁	七	電氣並瓦斯之監督	三	畜産	三	河川港湾
一五		二	水産	一	道路橋梁	五	灯台標識工事	二	畜産	二	河川港湾
一六		一	道路橋梁	七	電氣並瓦斯之監督	六	營繕	一	畜産	一	道路橋梁
一七		七	電氣並瓦斯之監督	六	營繕	五	灯台標識工事	七	電氣並瓦斯之監督	七	電氣並瓦斯之監督
一八		六	營繕	五	灯台標識工事	四	埤圳工事	六	營繕	六	營繕
一九		五	灯台標識工事	四	埤圳工事	三	上水下水	五	畜産	五	畜産
二〇		四	埤圳工事	三	上水下水	二	水産	四	畜産	四	水産
二一		三	上水下水	二	水産	一	道路橋梁	三	畜産	三	河川港湾
二二		二	水産	一	道路橋梁	七	電氣並瓦斯之監督	二	畜産	二	河川港湾
二三		一	道路橋梁	七	電氣並瓦斯之監督	六	營繕	一	畜産	一	道路橋梁
二四		七	電氣並瓦斯之監督	六	營繕	五	灯台標識工事	七	電氣並瓦斯之監督	七	電氣並瓦斯之監督
二五		六	營繕	五	灯台標識工事	四	埤圳工事	六	營繕	六	營繕
二六		五	灯台標識工事	四	埤圳工事	三	上水下水	五	畜産	五	畜産
二七		四	埤圳工事	三	上水下水	二	水産	四	畜産	四	水産
二八		三	上水下水	二	水産	一	道路橋梁	三	畜産	三	河川港湾
二九		二	水産	一	道路橋梁	七	電氣並瓦斯之監督	二	畜産	二	河川港湾
三〇		一	道路橋梁	七	電氣並瓦斯之監督	六	營繕	一	畜産	一	道路橋梁

台湾総督府公文類纂門類別分類表(七) 自大正九年七月至大正二二年⁴⁷⁾

一〇	九																								
殖産	通信																								
三	二	一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五
水産	商工業	農業 雑	人事	会計調度	気象	灯台標識	航海補助	船舶海員	陸運事業	電信電話	為替貯金	郵便	雑	学租	土地	地図	出納官吏	検査	物品会計	官有財産	給与	支出	収入	決算	予算
七類「林業」を追加し、七類													一〇門六類「度量衡」の次に												

									門
									秘書
									門名
九	八	七	六	五	四	三	二	一	類
儀式	恩給及賜金	懲戒	位勲褒賞	服務	辞令	進退	官制官規	勅語及令旨	類名
									註(王世慶)
									改正内容

台湾総督府公文類纂門類別分類表(八) 自大正二三年一月至大正二三年二月⁴⁸⁾

								二				
								土木				
八	七	六	五	四	三	二	一	八	七	六	五	四
雑	電気並瓦斯之監督	宮繕	灯台標識工事	埤圳工事	上水下水	河川港湾	道路橋梁	雑	林業	度量衡	畜産	鉱業
								「雑」を繰下げ。 ⁴⁸⁾				

八												七							六							
財務												教育							司法							
二二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	五	四	三	二	一	七	六	五	四	三	二	一	一〇	九	八
検査	物品会計	官有財産	給与	支出	収入	決算	予算	輸出入	金融	州税	国税	雑	図書	教員検定	学校教員、生徒	学制	雑	監獄	恩赦	誹訟	商事	刑事	民事	雑	埤圳行政	保管林
八門二類「地方税」を「州税」に名称変更 ⁵³⁾ 。												七門五類「退隠料扶助料」を削除し、以下を繰上げ ⁵³⁾ 。							六門七類「退隠料扶助料」を削除し、以下すべての類を繰上げ ⁵³⁾ 。							

台湾總督府公文類纂門類別分類表(二〇) 自昭和一五年至昭和一六年

門						門名					類名					註(王世慶)					改正内容					
秘書																										
一	二	三	四	五	六	一	二	三	四	五	一	二	三	四	五	一	二	三	四	五	一	二	三	四	五	
						勅語令旨	官制官規	進退	辞令	服務	位勳褒賞															

昭和一四年七月一日米穀局設置により、一二門米穀は昭和一四年二月一六日に追加。

台灣總督府公文類纂門類別分類表（二一）自昭和一七年至昭和一八年

門		類		註（王世慶）	改正内容
人事		類名			
門名					
一	二	一	二		
門	情報	類	類名		昭和一七年一月二三日訓令第 七号情報課設置により、二門 「情報」一類「情報及宣伝」二 類「指導及啓発」三類「内外 事情及調査」四類「皇民奉公」 五類「雜」に改正 ^② （昭和一七 年一月二八日）。
二	情報	一	總務		
二	情報	二	啓発		
二	情報	三	啓能		
二	情報	四	啓能		
二	情報	五	啓能		
二	情報	六	啓能		
二	情報	七	啓能		
二	情報	八	啓能		
二	情報	九	啓能		
二	情報	一〇	啓能		
三	文書及企画	類	類名		二門「情報」を追加のため三 門五類「情報」を削除し、二 門以下を繰下げ。三類「企画 及調査」と四類「企画雜」を 削除 ^③ （昭和一七年一月五日）。
三	文書及企画	一	文書及圖書		
三	文書及企画	二	文書雜		
三	文書及企画	三	企画及調査		
四	警察	類	類名		四門に二類「兵事」が追加
四	警察	一	高等警察		
四	警察	二	企画雜		
四	警察	三	企画雜		

七			六			五																						
司法			内務			外事																						
三	二	一	九	八	七	六	五	四	三	二																		
商事	刑事	民事	雑	保管林	埤圳	上水下水	開墾	地理及土地建物	兵事	地方経済	地方行政	南支調査	雑	对岸	通商及海外渡航	外交	雑	兵器	阿片	病院	医師、薬剤師、産婆	伝染病、地方病	公衆衛生	蕃人蕃地	行政警察	司法警察		
			和一九一七年二月五日。 経済」六類「雑」に改正（昭 和一九一七年二月五日）。			六門を「総務」に、一類「物 資需給調整」二類「臨時資金 調整」三類「労務需給調整」 四類「地方行政」五類「地方 経済」六類「雑」に改正（昭 和一九一七年二月五日）。			正（昭和一八年一月六日）。 四類「对岸」五類「雑」に改 正（昭和一八年一月六日）。			五門「類」「南支調査」二類 「外交」三類「通商及海外渡航」 四類「对岸」五類「雑」に改 正（昭和一八年一月六日）。			され、一二類「雑」に改正 （昭和一九一七年二月五日）。													

門					門名														
人事					類名														
五	四	三	二	一	四	三	二	一	二	一	二	三	四	五	六				
服務	辞令	進退	官制官規	勅語令旨	雜	食糧	米穀	総務	雜	租税及手数料	雜	官有財産	會計調度	雜	組合	軍需工業	樟樹造林	林業	畜産
註（王世慶）																			
改正内容																			
					<p>台湾総督府公文類纂門類別分類表（二二）昭和一九年七一</p>														
					<p>一門を「国土」に、一類「地理及土地建物」二類「開墾」三類「上水下水」四類「埤圳」五類「雜」に改正（昭和一九年一月五日）。</p>														
					<p>一三門二類「米政」を「米穀」に、三類「業務」を「食糧」に改正（昭和一九年三月三日）。</p>														

九											八															
農商											財務															
二二	二一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	二三	二二	二一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	七	六
雑	食糧	米穀	水利	樟樹造林	保管林	林業	畜産	水産	商業	農業	特産	雑	官繕	土地	地図	出納官吏	検査	支出	収入	予算決算	輸出入	金融	地方税	国税	雑	救恤

六	五	四	
雑	行刑	恩赦	

（王作成の分類表を基に台湾総督府公文類纂および府報より筆者作成）

このように、第一期から第二期までの門類などについて、台湾総督府文書および『府報』から、改正された門類名および門類番号について「改正内容」の列に可能な限りあらゆる情報を記入してみた。この表からは、実は王の分類表は『台湾総督府公文類纂』または『府報』からの情報をすべて確認して作成されたものではなかったことが分かってきた。さらに、この第二表から、張のいう第一期がいつの時期のものが判明した。それは、昭和七年二月二十七日の『台湾総督府報』第二二一号に掲載されている訓令第一七〇号の「昭和十七年訓令一〇九号台湾総督府事務分掌規程中ノ改正」の時期であった。この改正では、戦局の展開によって、外事門に南支調査の類が追加されている。戦争は、文書の管理にも影響を及ぼしていた。第一三期とされた門類表は、この追加された一類の南支調査を加え、一門はすでに秘書から人事に改正されており、さらに第一三門に食糧の名称が付されている。これは王の類別表には存在しないものであったことから、それらは、昭和十七年二月二十七日以降であり、昭和九年以前の分類板であることがわかる。このように、総督府文書課は実務的理由により事務分掌が改正される度に分類板を作成していたと思われる。このことから、これらの分類板は、第二表の改正数から判断する限りにおいても、実際には第一三期に留まらず、数期作られていたと推測される。さらに、分類板は文書庫内に数枚設置され、文書の編纂時に複数の担当者がこの分類板を見ながら編纂が行われたと考えられよう。なぜならば、第一表を見る限りこれらの分類板は一期につき一枚ではなく複数枚作成されていたからである。このように、台湾総督府では、

簿冊化には編纂年時の門類名を使用していたこと、門類表は改正毎に作成されていたこと、分類板は一期につき数枚作成していたということがわかってきた。

しかし、ここで台湾総督府文書に綴られた門類別の改正に関わる文書について再考を加える必要がある。改正された文書の存在について、これまでに挙げた六点だけではなく、実は一三三四六簿冊^⑦という省文献委員会に移管される際に最後に受け入れた証となる台湾総督府文書の最終番号、台湾総督府専売局文書に紛れた状態で発見されたために移管が遅れたという簿冊^⑧の存在である。この文書には、自大正一四年至昭和一四年の分類表の(九)と自昭和一七年至昭和一八年の分類表(一一)にかかわる文書が綴じられていた。この内容を第一表に記した分類表を合わせて見ると、分類板の内容と合致していることから、(九)と(一一)の改正文書が纏められた上でこの一三三四六の簿冊に綴られたということになる。この簿冊には、戦争が激しくなった際の持ち出し文書、所謂疎開文書の冊数や貴重文書として指定された簿冊などの記載があるため、機密文書を纏めて綴じた簿冊であることがわかる。このことから、(九)と(一一)の門類表が如何に重要であったのかがみてとれよう。それは、戦争の足音がすこしずつ大きくなるとともに、まず、文書及企画の門に情報の類が、外事の門に南支調査の類が、殖産の門に軍需工業の類が追加されていく。さらに、地方の門が内務の門となり、教育の門が文教の門へと変更され、地方に置かれていた兵事と救恤の類が文教の門に置かれることとなる。本国政府の体制変化が植民地である台湾に皇民化運動と内地延長主義による戦時体制を築くなかで、門類名も同時に変わっていった。このような特殊な状況が、この簿冊に綴られた文書から、また門類表から窺えるのである(これらの門類名の変容については、紙幅の関係で別稿にて改めて論じることとする)。

さらに重要な点は、『明治三十九年台湾総督府公文類纂一五年保存第一巻』第三四文書の類名の追加における改正

の場合のように、門類の改正については、すべてが永久保存として綴じられているわけではなく、一五年保存として綴じられていたということと、「事務分掌規程中改正」については、府報を見なければ確認できないということである。つまり、永久保存文書のみならず、一五年保存文書および府報を確認しなければ、改正されたすべての門類名を把握することはできないということである。

三、台湾総督府文書研究の可能性

最後に、台湾総督府文書研究の可能性と課題について考えてみたい。既述したように社会科学研究所では、昭和五六年から台湾総督府文書の目録編纂事業とともに台湾総督府文書の研究および台湾史研究を行ってきた。河村が王の論稿者をもとに台湾総督府文書の概要を書いたのは、そもそも当時の台湾は戒嚴令下であったことと非公開であったことから、現史料を見てから執筆することが出来なかったからでもある。つまり、当時は日本はもとより台湾の学界においてすら台湾総督府文書の全容はほとんど知られていなかった。日本統治期の台湾においても同様で、台湾総督府文書は、総督官房文書課の書庫において厳重な管理の下に保管されていたため、総督府の職員であつても、文書課内においての閲覧であつたからである。そのようななかで、台湾総督府文書を閲覧した民間人は、「明治時代の台湾統治史の作者竹越与三郎氏と昭和時代の台湾治績誌の作者井出季和太など限られた人たちが非常に少なかった⁷⁾」ということからも当時の状況を窺えよう。

現在、国内のみならず国外からでも誰もが台湾総督府文書にアクセスすることが可能である。ここ数年で台湾総督府文書の公開状況は大きく変化してきた。その大きな変化を見ると、その要因の一つに、まずは台湾における統治機関である台湾総督府の行政文書がデジタル化されたことを挙げなければならない。このデジタル化された画像

閲覧には、画像一枚につき二元の手数料が必要であり、その手数料が平成二六（二〇一四・民国一〇三）年一月一日に一元となってもその支払い方法が前払いであったことから、それが利用者に敬遠される要因にはなっていたが、平成二八（二〇一六・民国一〇五）年九月一日にその手数料が無料となったことから台湾総督府文書の利用は促進されていくことになる。一方で、それらのデジタル画像は、利用において中華民國籍に限るという制限もあった。しかし、その制限は一部例外があり、研究機関であれば団体としての申請が可能というものであり、「國史館臺灣文獻館文獻檔案開放應用要點」第六条には利用可能な国民として、「(三) 平等互惠國之外國人」¹⁶⁾の申請を可能としていた。日本はアジア歴史資料センターによりデジタル化された歴史資料を公開していることもあり「平等互惠國」三九ヶ国の一員として申請が可能であった。このように史資料の公開における制限等の緩和により、台湾史研究が推進されていくことになる。

こうして昭和四一（一九六六）年に王が台湾総督府文書を紹介してから約五〇年が過ぎ、台湾総督府文書研究における課題として残っているのは、すべてが日本語の近代古文書、つまり崩し字で書かれていることで、この文書を現代の台湾人の若手研究者が、特に如何に利用できるようにするかである。実際的にみても、台湾において台湾史研究が解禁され日本統治期台湾史の研究が行われるようになってから多くの研究論文が発表されてきているが、そのほとんどが活字資料によるもので、原文書史料を用いた研究は極めて少ないという現状がある。平成三〇（二〇一八）年一〇月六日の日台学術シンポジウム第三部での報告「人工知能と台湾総督府文書」で紹介されたように、本学の社会科学研究所と人工知能高等研究所は、かかる現状を踏まえ、台湾総督府文書を多くの研究者が利用しやすいように台湾総督府文書を基とした近代公文書の自動解読システム（目指しているのは解読支援システム）¹⁶⁾の開発を行っている。この近代公文書であり近代古文書である台湾総督府文書を解読するための支援システ

ムを開発することができれば、台湾総督府文書の活用が増え、日本統治下における台湾研究がより深いものとなるであろう。

しかし、現在最も懸念されているのが、台湾総督府文書を所蔵し、その文書をデジタル化し、デジタル画像をインターネットにより利用者に提供している台湾文献館そのものについてである。台湾文献館は前身を台湾省文献委員会と称し、行政機関の改組により二〇〇〇年一月一日に国史館の傘下に入った。それが、却って原因となったのが平成三一(二〇一九)年以降にさらなる改組がなされるといわれており、その改組は台湾総督府文書の保存管理から公開および利用までも変えてしまう虞もあるため、台湾総督府文書の研究ひいては近代公文書の研究および台湾統治史の研究に影響を及ぼすことが考えられるからである。

おわりに

これまで述べてきたように、台湾統治史研究、台湾総督府文書研究にとって王世慶論文の果たした役割は高く評価されるべきである。それは、台湾総督府文書が公開されていなかったという時代背景もあるが、台湾総督府文書という史料を近代文書学的に分析しようとしたという、日本近代文書研究に一石を投じた意義が大きいからにほかならない。つまり、王論文が文書の分類表を示したのは、単なる台湾総督府公文類纂の紹介というものではなく文書構造を分析する方法論を示しているからであり、当該文書の文書学的研究の基礎を提起したものであるからである。

王が提起した分類表の分析により、始政期において台湾総督府文書課が参考にしたのは、本国政府の中央官庁の門類分類法をそのまま模写し導入しようとしたことが分かる。このため、実際に設置された総督府の組織機構の規

模と、実際の行政事務とが大きく乖離したことによって、文書事務と収蔵する文書との関係が極端に不均衡となつていった。それを象徴するのが、「皇室門」の存在である。総督府は中央政府に準じた機関であるとはいへ、飽くまでも外地統治機関であること、本国政府から完全に独立した機関ではなかつたこと、初期統治期の執務内容からしてその業務内容は中央政府の官衙とは比較にならない程小さかつたことから、文書管理制度と収蔵文書とはかなりの違いが見られた。それが、領台初期文書分類法の特徴であつたともいえよう。

その後、業務を進めていくに従つてその業務に準じた分類法に変更されていくことになる。この文書課が作成した初期の分類法は、如何に、台湾総督府吏員が台湾統治について充分に検討していなかつたかを垣間見るものもある。従つて、文書分類法が落ちついてくることは、統治組織が落ちついてきたことを意味し、次いで、分類法に変更が加えられていくことは、統治業務の拡大発展を意味していくことになり、分類法の変遷を見るだけでも台湾統治史の概観を見ることが出来る。

この文書の分類法であるが、門類別分類の改正文書や、府報に綴られた規程の改正、現存している台湾総督府公文類纂文書一三一四六簿冊に編綴された門類別にかかわる文書だけでは、門類別の変遷までを知ることはできなかつた。王論文が示した分類表によつて初めて文書課が度重なる門類名の変更に対してどのように対処してきたのかを知ることができたからである。統治業務の拡大発展とともに門類別が細分化していくのではなく、門類別を統合し、業務を纏めようとしていたこともこれらの変遷からみることが出来た。

さらに、明治二八年から昭和二〇年まで八回もの改編が行われた地方行政機関の変遷により変化する「地方」門、日露戦争時期に日本統治期最初で最後の戒厳令を敷いた「戒厳」門、日中戦争時の食糧不足に対応するための「米穀」門、第一次世界大戦後から大東亜戦争が始まるとともに強化した「外事」、「内務」、「文教」、「殖産」の各門と

いったように、これらの門類における変遷から組織構造の改廃や当時の社会状況、そして本国政府および台湾総督府の政策がわかってくる。文書課の職員は、このような頻繁に改正される門類別分類に対応するために、門類名の改正毎に門類表を作成し、その表を板に貼り付けた分類板というものを数枚製作することで、文書課の書庫内で行う通常業務の効率化を図っていたと思われる。このように対処方法を考えることも、目録編纂および文書保存管理する際には非常に大切なことである。

尤もこのような対応ができるということは、台湾総督府では全ての文書を原課に保管させず、案件が終了すると直ちに全てを文書課に移管させ、文書課の書庫において一括管理するという方式を採っていたこと、原課において文書が必要になると、通常は文書課の書庫に向いてそこで閲覧するか、必要に応じて原課に貸し出すという方法を用いていたからこそ門類名の変遷に対応することが出来たのであった。翻って、三〇年を経過しても全てが現用文書としての扱いになっていたということになる。勿論、規程に従い保存年限が定められていたが、少なくとも永久保存文書と一五年保存文書は一切廃棄されることなく保存されており、現用文書として活用されていたことになる。このような制度においては、「現用」と「非現用」という概念による扱いの違いは存在しない。「現用」「非現用」という概念が必要になるのは、原課主義を前提とする文書管理制度にあるからで、台湾総督府のように中央管理制度下においては保存年限に関わりなく全ての文書は文書課に移管され、そこに置いて保存又は廃棄がなされる。その廃棄も、規定に従い有期保存文書のなかで保存年限に達した文書から廃棄処分されるが、そこでは原課の意思は反映されない。原課がその意思を活かすのは、原課において継続保存しておく必要のある文書（設計図面や契約書類のように法令で保存年限が定められているが、それが経過しても業務上引き続き保存しておく必要のある場合）については、制度的廃棄手続きを踏んでから、改めて当該課長などから文書課長に廃棄後の移管願いが出さ

れ原課に廃棄文書として引き渡されるという処置がなされる。文書課における集中一括管理とは、このような制度であり、それであつたが故に「台湾総督府公文類纂」は殆ど全てが残されたと言つてよい。

以上のことから、台湾総督府文書は、文書課による集中一括管理方式で文書管理を行つていたことから、台湾総督府という統治機関における行政文書はすべてが残されてきた。そこには、臨時台湾土地調査局や糖務局および土木局などの期間限定で業務が終了した時点で歴史的な文書となつてしまつた文書までも永久に保存するべき文書として、文書課の倉庫において保存管理されてきたのである。このように、台湾総督府では文書課という一部局において集中一括管理とすることで効率的に通常業務が行われ、且つ、敗戦の際にも文書は残され、現代までこれが残されてきた。これらの文書は、いま、台湾に住む住民が祖先の情報や土地家屋を調べるために利用されている。このことから、現在の住民のみならず、後世のその土地に住むであろう住民の知的財産としても文書は残されていくべきであるつことを示唆していよう。

註

- (1) 王世慶著「介紹日拠時機台湾総督府檔案」(台湾省文献委員会編纂組編『台湾文獻』第一七卷第四期、一頁〜六二頁、中華民國五五(一九六六)年)。王世慶「六十年來台灣總督府公文類纂的保管、整理、編譯、運用和研究」、『台湾文獻』第六〇卷第一期、中華民國九八年(二〇〇九年)。
- (2) 河村一夫著「台湾総督府文書」(『日本古文書学講座』第九卷 近代編、二四二頁〜二四三頁、雄山閣・昭和五四年)。
- (3) 王世慶著「介紹日拠時機台湾総督府檔案」(台湾省文献委員会編纂組編『台湾文獻』第一七卷第四期、一頁〜六二頁、中華民國五五(一九六六)年)。
- (4) 『日本植民地史』三台湾・南洋群島(別冊一億人の昭和史)、毎日新聞社・昭和五三年。

- (5) 山辺健太郎編『現代史資料』台湾、みず書房・昭和四六年。
- (6) 許世楷著『日本統治下の台湾・抵抗と弾圧』、東京大学出版会・昭和六年。
- (7) 井出季和太著『台湾治績志』、台湾日日新報社・昭和一二年。
- (8) 台湾総督府警察局『台湾総督府警察沿革誌』 巻一 巻、昭和八年～昭和一六年。
- (9) 外務省条約局法規課『外地法制誌』 第三部、昭和三四年～昭和四一年。
- (10) 『台湾総督府文書目録』 第一巻・中央大学社会科学研究所台湾総督府文書目録編纂委員会編、ゆまに書房、一九九三年。
- (11) 檜山幸夫著『台湾総督府文書と目録編纂について』(同上、一七頁～一五四頁)。
- (12) 『民政部記録規則』(『自開府至軍組織中台湾総督府公文類纂永久甲種第五巻』 第五文書、簿冊番号〇〇〇〇五)。
- (13) 『民政部記録分類規則』、同上。
- (14) 台湾省文献委員会において台湾総督府文書の整理を行っていた呉家憲氏が常時利用していたものだが、現存していない。
- (15) 『民政部記録分類規則ノ件』(『自開府至軍組織中台湾総督府公文類纂永久甲種第五巻』 第五文書、簿冊番号〇〇〇〇五)。
- (16) 『民政部記録規則制定ノ件』(『明治一九年台湾総督府公文類纂永久甲種第五巻』 第二六文書、簿冊番号〇〇〇六〇)。
- (17) 『記録分類規則・記録規則ヲ廃シ文書保存規則ヲ定ムルノ件』(『明治三八年台湾総督府公文類纂永久保存第九巻』 第一〇文書、簿冊番号〇一〇五九)。
- (18) 『保存文書分類表中改正ノ件』(『大正八年台湾総督府公文類纂永久保存第一六巻』 第五文書、簿冊番号〇二九二六)。
- (19) 『保存文書分類表中改正ノ件』(『大正九年台湾総督府公文類纂永久保存第二巻』 第二文書、簿冊番号〇三〇一七)。
- (20) 『保存文書分類表中改正ノ件』(『大正一二年台湾総督府公文類纂永久保存第一巻』 第一一文書、簿冊番号〇三五六〇)。
- (21) 張谷源著『台湾総督府公文類纂分類板簡介』『台湾文献』 別冊四、二〇〇三年三月、一頁～七頁所収。この内容は、拙稿『台湾総督府文書の目録記述論について』(『台湾の近代と日本』 中央大学社会科学研究所、二〇〇三年三月、四二一頁～四九九頁所収)を参照。
- (22) 訓令第 一七〇号により外事部が設置されることによる事務分掌規程の改正。
- (23) 国史館台湾文献館において担当者にこの分類版について確認したが、現存していないという。

- (24) 「台湾總督府民政局記録規則制定ノ件」(「自開府至軍組織中台湾總督府公文類纂永久甲種第五卷」第五文書、簿冊番号〇〇〇〇五)。
- (25) 「民政局記録規則制定ノ件」(「明治一九年台湾總督府公文類纂永久甲種第五卷」第二六文書、簿冊番号〇〇〇六〇)。
- (26) 「民政部記録規則制定ノ件」(「明治三三年台湾總督府公文類纂甲種永久第三卷」第三六文書、簿冊番号〇〇四七四)。破損のため、門類表が付されているかどうかは不明。
- (27) 「記録分類規則・記録規則ヲ廢シ文書保存規則ヲ定ムルノ件」(「明治三八年台湾總督府公文類纂永久保存第九卷」第一〇文書、簿冊番号〇一〇五九)。
- (28) 「總督府分課規程改正ノ為保存文書分類中削除又ハ追加ノ件」(「明治四〇年台湾總督府公文類纂永久保存第八卷」第五文書、簿冊番号〇二二七八、台湾總督府報 第二二二六号、明治四〇年七月五日、一九頁)。
- (29) 「文書分類表中追加ノ件」(「明治三九年台湾總督府公文類纂一五年保存第一卷」第三四文書、簿冊番号〇四八八二、台湾總督府報 第一九三六号、明治三九年三月二七日、六九頁)。
- (30) 「總督府分課規程改正ノ為保存文書分類中削除又ハ追加ノ件」(「明治四〇年台湾總督府公文類纂永久保存第八卷」第五文書、簿冊番号〇二二七八、台湾總督府報 第二二二六号、明治四〇年七月五日、一九頁)。
- (31) 「文書保存規則文書分類表中改正ノ件」(「台湾總督府報 第一七七七号、明治三八年六月二九日、七四頁)。
- (32) 同上。
- (33) 「保存文書分類表中改正ノ件」(「明治四二年台湾總督府公文類纂永久保存第九卷」第九文書、簿冊番号〇一四六一)。「保存文書分類表中門及類設置ノ件」(「大正三年台湾總督府公文類纂永久保存第一六卷甲」第四文書、簿冊番号〇二二三四)。
- (34) 「保存文書分類表中改正ノ件」(「明治四二年台湾總督府公文類纂永久保存第九卷」第九文書、簿冊番号〇一四六一)。
- (35) 同上。
- (36) 同上。
- (37) 同上。

- (38) 同上。
- (39) 「保存文書分類表中門及類設置ノ件」(「大正三年台湾総督府公文類纂永久保存第一六卷甲」第四文書、簿冊番号〇二二三四)。
- (40) 「保存文書分類表中改正ノ件」(「明治四十二年台湾総督府公文類纂永久保存第九卷」第九文書、簿冊番号〇一四六一)。
- (41) 「保存文書分類表中門及類設置ノ件」(「大正三年台湾総督府公文類纂永久保存第一六卷甲」第四文書、簿冊番号〇二二三四)。
- (42) 「保存文書分類表中改正ノ件」(「大正八年台湾総督府公文類纂永久保存第一六卷」第五文書、簿冊番号〇一九二六)。分類表に「大正八年七月二十日ヨリ施行」「注意(朱書八改正ヲ表ハス」と書かれており、改正内容に書き入れた部分を朱書きで追加または修正され分類表に書き込まれている。
- (43) 同上。
- (44) 同上。
- (45) 同上。
- (46) 同上。
- (47) 「保存文書分類表中改正ノ件」(「大正九年台湾総督府公文類纂永久保存第二二卷」第二文書、簿冊番号〇三〇一七)。
- (48) 「保存文書分類表中改正ノ件」(「大正九年台湾総督府公文類纂永久保存第二二卷」第二文書、簿冊番号〇三〇一七)。分類表に「大正八年七月二十日ヨリ施行」と書かれている。
- (49) 「保存文書分類表中改正ノ件」(「大正十二年台湾総督府公文類纂永久保存第一一巻」第一一文書、簿冊番号〇三五六〇)。分類表に「十二門訴願ノミハ十二年ヨリ施行、其ノ他八十三年ヨリ施行」(「大正十二年十二月」と書かれている)。
- (50) 「保存文書分類表中改正ノ件」(「大正十二年台湾総督府公文類纂永久保存第一一巻」第一一文書、簿冊番号〇三五六〇)。大正一四年から昭和一四年七月一日の米穀局設置までは、台湾総督府公文類纂分類表(八)の分類表を用いている。
- (51) 同上。
- (52) 同上。

- (53) 同上。
- (54) 「事務分掌規程中改正」(訓令第五一号)『台湾総督府報』第二八一六号、昭和二年一月二日、五五頁。
- (55) 同上。
- (56) 大正一四年から昭和一四年七月一日の米穀局設置までは、台湾総督府公文類纂分類表(八)の分類表を用いている。
- (57) 「事務分掌規程中改正」(訓令第四九号)『台湾総督府報』第二八〇四号、昭和二年一月七日、一五頁・一六頁。
- (58) 「事務分掌規程中改正」(訓令第五一号)『台湾総督府報』第三六二二号、昭和四年七月一日、一頁。
- (59) 「事務分掌規程中改正」(訓令第五一号)『台湾総督府報』第三六二二号、昭和四年七月一日、一頁。
- (60) 同上。
- (61) 「事務分掌規程中改正」(訓令第一七〇号)『台湾総督官報』第二二二号、昭和七年二月二七日、一〇一頁。
- (62) 「事務分掌規程中改正」(訓令第七号)『台湾総督府報』第四三九八号、昭和七年一月三日、九四頁。
- (63) 「事務分掌規程中改正」(訓令第一〇九号)『台湾総督官報』号外、昭和七年一月一日、一〇頁〜一三頁。
- (64) 「事務分掌規程中改正」(訓令第一〇九号)『台湾総督官報』号外、昭和七年一月一日、一〇頁〜一三頁。
- (65) 「外事部事務分掌規程中改正」(訓令第一七〇号)『台湾総督官報』第二二二号、昭和七年二月二七日、一〇一頁。
- (66) 「事務分掌規程中改正」(訓令第一〇九号)『台湾総督官報』号外、昭和七年一月一日、一〇頁〜一三頁。
- (67) 「事務分掌規程中改正」(訓令第一〇九号)『台湾総督官報』号外、昭和七年一月一日、一〇頁〜一三頁。
- (68) 同上。
- (69) 同上。
- (70) 「事務分掌規程中改正」(訓令第二八号)『台湾総督府報』第四四四五号、昭和七年三月二〇日、一四五頁。
- (71) 「事務分掌規程中改正」(訓令第二〇七号)『台湾総督官報』第四九九号、昭和八年二月一日、二頁〜五頁。
- (72) 河村の調査では、総督府の公文書の簿冊数は、一三八五冊となっているが、現在は、一三一四六冊である。簿冊数が減少した理由は、省文献委員会により台湾総督府文書の合冊がなされたためである。
- (73) 拙稿「台湾総督府の文書管理と文書取扱に関する一考察」(『現代の公文書史料学への視座』中京大学社会科学研究所

二〇〇六年、一七八頁～一八六頁。

(74) 陳文添 「台湾植民地統治關係文書史料について」、中京大学社会科学研究所公開研究会 一九九六年四月二〇日。

(75) 「國史館臺灣文獻館文獻檔案開放應用要點 中華民國一〇七年五月八日臺整字第一〇七〇〇一三二一號函訂定發布、参照。なお、第六條(三)の互恵国家とは、「外國人在我國取得或設定土地權利互恵國家一覽表」にある三九ヶ国。

(76) 目加田慶人 「人工知能と台湾総督府文書」 本書、二二三頁～二二六頁を参照。

本稿は、JSPS 科研費 JP22520651・JP25370753・JP16K03006 による研究成果の一部である。